

絶滅のおそれのある野生動植物の種の
国際取引に関する条約 [ワシントン条約]

1980年11月4日 (日本締約)

野生動物が、現在及び将来の世代のために保護されなければならない、地球のかけがえのない一部をなすものであり、種を保護するためには国際協力が重要であるとの認識により締約された条約。

この条約では、保護すべき動植物を附属書のⅠ、Ⅱ、Ⅲに掲げており、Ⅰに属する動植物の取扱が特に厳しくなっている。

附属書Ⅰ：絶滅のおそれのある種で特に厳重に規制されており、商業目的の取引が禁止されている。

(例) トラ、チンパンジー、アジアゾウ、シシオザルなど

附属書Ⅱ：現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となるおそれのあるもの。
輸出国の輸出許可証などが発行されれば、商取引を目的とした輸出入もできる。

(例) オオカミ、スナドリネコ、ホッキョクグマ、カバ、ホオジロカンムリヅル、オオヅルなど

附属書Ⅲ：いずれかの締約国が、自国の管轄内において規制を行う必要があると認め、かつ、取引の取締のために他の締約国の協力が必要であると認める種。

(例) キンカジュウ (ホンジュラス)、ヒオドシジュケイ (ネパール)、ワニガメ (アメリカ) など